

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果について

1 本件の趣旨

番号制度導入時に実施した特定個人情報保護評価から5年を経過するため、番号法の定める手続きとして特定個人情報保護評価書の内容修正、区民意見公募および第三者点検を実施したので報告する。

2 区民意見公募手続の実施結果

- (1) 実施期間
令和元年11月1日から令和元年11月30日
- (2) 実施結果
意見・質問の件数 0件

3 第三者点検の実施結果

- (1) 実施日
令和元年12月17日(火)
- (2) 点検実施機関
品川区情報公開等審議会(特定個人情報保護評価専門部会)
- (3) 意見
 - ①「住民票削除後150年後に、住民票・印鑑情報を削除するアプリケーション機能により削除する」とあるが、情報技術の進展により150年後はアプリケーション機能による削除とは限らないため、記載を修正すべきである。
⇒「住民票削除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)後に住民票・印鑑情報を削除する」に記載を修正する。
 - ②特定個人情報を取扱う事務の委託に委託開始年月日を記載すべきである。
⇒委託内容欄に委託開始年月日を記載する。
- (4) その他参考意見
 - ①二要素認証の記載について
 - ②職員に対する教育・啓発について

4 今後のスケジュール

- (1) 個人情報保護委員会へ評価書提出
- (2) 全項目評価書の公表(広報紙・ホームページ)